

平成24年度から「子ども手当制度」は「児童手当制度」に変わり、6月分の手当（10月振込予定）から所得制限が導入されます。児童を養育されているかたで、所得制限以上となった場合は、児童（中学生以下）一人につき5000円（月額）が支給されます。なお、所得制限未満のかたの支給額はこれまでと同様です。

また、児童手当を受けているかたは、6月中に「児童手当現況届」を提出することになっています。この届けは、受給者に義務付けられたもので、6月1日現在における状況を記載し、児童手当を引き続き受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、受給資格があっても6月以降の手当（平成24年10月支給分から）が受けられなくなりますので、期日までの提出をお願いします。

児童手当現況届はお早めに

○児童手当現況届

平成24年3月まで「子ども手当」を受けていたことにより、児童手当などの申請が不要とされているかたも、6月に「現況届」の提出が必要です。

◆受付期間 6月1日（金）～29日（金）

◆提出先 役場町民福祉課、総合管理課（指江庁舎）

◆手続きに必要なもの

- ①現況届
- ②児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書
- ③印鑑
- ④受給者（通知の宛名のかた）の健康保険証または年金加入証明書（国民年金以外の年金に加入しているかた）

◆その他必要に応じて提出していただくもの

- ①平成24年1月1日時点で長島町に住所がなかったかた
⇒前年分の児童手当用所得証明書（平成24年1月1日時点で住所のあった市区町村で発行）
- ②児童と別居されているかた（住民票が別住所となっているかた）
⇒別居している児童の住民票謄本（世帯全員のもの）
- ③振込口座を変更したかた
⇒受給者名義の預金通帳

○その他の届け出

次に該当する場合は、届け出が必要です。

- ▼児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ▼同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- ▼受給者のかた、または養育している児童の名前が変わったとき
- ▼国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

◎問い合わせ先

役場町民福祉課児童福祉係
☎（86）1111 [内線1117]